

第40回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和5年10月26日(木) 午前10時～11時40分

(2) 場所

芝公民館 講座室

(3) 出欠者(会員数17名)

- ・会員：10名(欠席者7名)
- ・事務局：川口市6名、(株)首都圏総合計画研究所2名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 協議会会員について
- 3) 川口市からの情報提供
- 4) その他
- 5) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・会則、会員名簿
- ・資料1：川口市からの情報提供



▲意見交換の様子



▲意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

2) 協議会会員について

会則の規定に基づき、会長・副会長が任命された。

3) 川口市からの情報提供

事務局より「資料1：川口市からの情報提供」について説明。

各報告事項について、以下のとおり意見交換を行った。

【主要区画道路6号、7号整備の進捗状況】

○：主要区画道路6号の西側区間の交通規制は、一方通行となるのか。また、主要区画道路の交通規制に関する市の考え方を教えてほしい。

→：現況の道路は一方通行であり、拡幅整備後の交通規制を変更する予定はない。幅員8mのうち、車道部分は4m、両側2mは、グリーンベルトを設置し、歩行者空間を確保することを検討している。

○：主要区画道路7号について、市が用地買収して管理している土地に車が停められていると近隣の方から連絡をいただいた。この場合どのように対応すると良いか。

→：市の管理用地となるため、市街地整備室までご連絡をいただきたい。

○：主要区画道路6号は、全区間で一方通行となるのか。

→：検討中であるが、現段階では、現在の交通規制を変更する予定はない。本町通りから西側区間は、西へ向かう一方通行、残地整備の区間（本町通り～県道大間木蕨線）は、相互通行を予定している。

○：県道大間木蕨線から東側の主要区画道路6号は、車両が侵入できないようになっているが、今後どのようなになるか。

→：主要区画道路6号の東側の区間では、権利者と用地買収に関する交渉を続けているところである。交通規制については、ある程度整備が進んだ段階で、警察協議を踏まえて検討していくことになるが、まだその段階ではない。

○：これから完成する道路は、車道部分が幅員4m、両側の歩道部分が幅員2mになるのか。

→：その通りである。

○：当地区は一方通行の道路が多いが、今後も一方通行を維持する方針なのか。主要区画道路6号から西側区間は、車が西側に流れるようになるが、芝樋ノ爪小学校前の南北道路に出ってしまうと、そこから東側に向かう道路がない。JRの線路まで南下し、大回りをしないと東側に行けない。

○：主要区画道路6号、7号の交通規制を相互通行にできないのか。一方通行の道路が多く、地元の方でも迷いやすい。緊急車両を通行できるようにすることが、幅員8mとする目的だと思うが、実生活のことを考慮したうえで交通規制について検討してほしい。

また、主要区画道路6号、7号と県道の交差点で最近交通事故が起きている。交通安全のため、信号や標識の設置についても併せて検討してほしい。

○：主要区画道路の整備にあたり、一方通行とする判断をした理由は何か。皆さんから交通規制に関する意見が出されているが、地区全体の交通規制の考え方について、協議会の場で話し合う時

間が必要ではないか。

→：主要区画道路の拡幅整備では、緊急車両の通行空間の確保、歩行者が安全に通行できる空間の確保を目的としている。整備にあたり、地区の交通規制のあり方まで検討してこなかった。地元の意見があることは理解したが、交通規制の変更は、沿道権利者の意向と警察協議が大きく関わるので、そのことを踏まえたうえで、協議会で検討する場を検討したい。

なお、過去に協議会の場で道路のあり方について検討していたが、当時は交通規制について取り決めたものは特になかった。

○：当時の資料も確認しながら検討していく必要があるのではないか。この協議会は、地区の意見を代表する場でもある。

→事務局：交通規制にあり方については、沿道の方の意見によるところが大きいため、進め方について検討し、次回提案させていただきたい。

○：今後、整備を予定している主要区画道路7号の交通規制等も併せて検討したい。

→：主要区画道路を含め、地区全体の交通規制について検討したい。

○：次回、事務局から提案をお願いする。

【主要区画道路6号残地の整備方針（市検討案）】

○：残地の前面道路について、歩道は設置されるのか。

→：現時点では、グリーンベルトとする計画である。残地の整備範囲に歩行空間を確保できるため、前面道路の歩行空間については再検討する予定である。現況が相互通行のため、北側のグリーンベルトを無くすことで、相互通行とすることも考えられる。

○：先ほどは、歩行空間を確保するために、車道4m、歩行空間2mずつとして、車道は一方通行とすることを説明されていたが、この区間は車道4mで相互通行とするのか。

→：交通規制についてはまだ検討中である。2年ほど前に予定道路という制度を導入している。これは、用地買収が進んでいる区間については、対岸の建築基準法による2項後退を待たずに拡幅整備を行えるような制度である。当該残地の区間については、前面道路南側のマンションの後退が済んでいない状況のため、図面上だと歩道部分が狭く見えるが、車道4m、歩行空間2mずつという構成は変わっていない。

○：まだ検討中ということであれば、継続して検討できるようにしていただきたい。残地西側の芝本町通りがカーブしている箇所も見通しが悪くて危険である。

→：主要区画道路6号の整備により、クランクが解消されるため、見通しは改善すると思われる。交通規制の検討については、次回提案させてほしい。

→：前面道路の整備工事は来年度を予定しているので、その前に、協議会の場で議論するということが良いか。

○：資料は、誤解を招かない表現で作成いただきたい。

○：3つ質問したい。①残地の前面道路について、設計に入る前に協議会の場で方針を決めるということが良いか。設計が終わり、「これでいきます」ではなく、その前に協議会で意見交換を行う場を設けていただきたい。②図面について、なぜ齟齬が生じたのか。③樋ノ爪お山の公園の看板が痛んできている。現在の管理の状況について教えて欲しい。

→：①協議会については、準備が整い次第、早い時期に開催したい。②先ほど全体を通して説明したが、前面道路南側のマンションの2項後退が済んでいないため、図面上は北側と南側のグリー

ンベルトの幅員が異なって見えている。③樋ノ爪お山の公園は公園課が管理しているため、公園課に伝えつつ、状況を把握する。

○：樋ノ爪お山の公園では、防犯カメラの設置を要望し、設置された経緯がある。今回の残地においても、児童が通ることもあり、水やり場はいたずらされる可能性がある。防犯カメラの設置はできないか。

→：防災井戸は、通常時は使用できないように鍵をかける予定である。また、飲み水ではないため、その旨を周知する予定である。

○：樋ノ爪お山の公園には3台のカメラが設置されている。取り外しできる備品は盗難される可能性があるため、対策が必要である。

【グランドカバーについて】

○：管理のしやすさの観点から、それぞれの樹種の違いはあるか。

→事務局：基本的には、水やりが少なくすみ、管理しやすいものを公園課に選定いただいている。グランドカバーは芝樋ノ爪町会が管理する予定である。また、低木は公園課が管理し、年に1回剪定を行う予定である。

○：これまで公園課で採用されている樹種とそれに対する優劣のポイントはありますか。

→：そこまでは把握できていない。

○：樋ノ爪お山の公園では、公園課から苗を提供いただき、町会が植え替え作業を行っている。当該残地でも、植え替えが必要か。

→：当初は花壇の設置を検討していたが、町会による維持管理のしやすさを考慮してグランドカバーを提案している。

○：芝樋ノ爪町会の中で管理を担ってくれる人が見つからない状況である。花が咲くものだと、咲いているときは良いが、花が地面に落ちると汚れるので良くない。一年中枯れずに、いつでもきれいなものだと良い。植え替えも不要で、とにかく楽に管理できるものが良い。

→：樹種の特徴等の検討材量が不足しており、本日は樹種を決めかねる状況となった。グランドカバーとするのは芝樋ノ爪町会の提案であり、管理も同町会が行う。このことから、芝樋ノ爪町会と事務局で調整し、樹種を決定したい。

○全員：(同意。)

【低木について】

○：低木も維持管理しやすいものを資料として挙げているのか。

→：公園課のこれまでの実績で、比較的維持管理しやすいものを挙げている。

○：低木の土は、ある程度の高く盛るのか。

→：土は舗装部分と同程度の高さになるが、周りに土が溢れないようなブロック等を設ける。

○：低木の高さはどの程度か。

→：80 cm程度である。グランドカバーは15～30 cm程度である。

○：残地の周りの住民から理解は得られているのか。

→：周囲の住民とは話をしている。住民との話し合いの中でフェンスの高さ等も決めている。

○：樋ノ爪お山の公園と同じ樹種はどうか。また、樋ノ爪お山の公園の樹種は何か。

→：どの樹種か、本日はお答えの用意が出来ていない。

→：樹種を確認し、公園課に確認を取ったうえで、公園課の承諾が得られれば、その樹種とし、次回の協議会で報告する。

【愛称】

- ：「榎ノ爪」と地名がついているのが良いのではないか。
- ：「防災」は不要。「プロムナード」は、大きいものがイメージされるため、好ましくない。
- ：短い方が良いため、「榎ノ爪小径」が良いのではないか。

【利用ルール】

- ：看板に外国語表記は必要ではないか。
- ：通行者が公園と認識するのか。そもそもバイクは乗りつけてはいけないのではないか。
- ：当該残地は、道路法による位置づけはないため、道路交通法は適用されない。
- ：スケートボードはしてほしくない。
- ：歩行空間の幅員はどの程度か。
- ：1.5m程度である。
- ：看板を設置するとしたらどこになるか。
- ：看板の内容によって検討するが、歩行者が見やすい位置になる。
- ：公園ではないので、球技禁止をと書かなくてよい。ただ、散歩道になると思うので、ペットの飼い主マナー向上は伝えたい。また、ベンチが無いのであれば人がたまることもないので、バイクの乗り入れ禁止は伝える必要はない。また、たばこのポイ捨て禁止を周知する方が良いのではないか。
- ：もし防犯カメラを設置する場合は、その旨を周知すると良い。
- ：防犯カメラを設置するのであれば、道路側、残地側の2ヶ所以上に設置すると良い。

【本日の決定事項】

<交通規制のあり方について>

◎主要区画道路を含む、地区全体の交通規制のあり方について、次回の協議会で事務局から、検討状況を示す。

<主要区画道路6号の残地整備について>

◎グランドカバーは、維持管理を行う芝榎ノ爪町会と事務局で相談のうえ、決定する。

◎低木は、事務局が公園課に榎ノ爪お山の公園と同じものを提案し、次回の協議会で決定事項を報告する。

◎愛称は、「榎ノ爪小径」とする。

◎利用ルールは、事務局が本日の意見を踏まえて、「ペットのマナー向上」「タバコのポイ捨て禁止」「防犯カメラのPR（設置する場合）」などについて、次回の協議会で提案する。

5) 閉会

- ・次回協議会の日程は、会長、副会長と事務局で調整する。

以上